

役員報酬規程

(総則)

第 1 条 社団法人日本アミューズメントマシン工業協会（以下「協会」という。）の役員に対する報酬の支給は、別に定められたもののほか、この規程の定めるところによる。

(報酬の区分)

第 2 条 役員は報酬は、本俸及び期末手当とする。

(報酬の受給者)

第 3 条 役員は報酬の支給を受ける役員は会長が定める。

(報酬額)

第 4 条 報酬額は会長が定める。

(報酬の支給日及び支給方法)

第 5 条 本俸は月額とし、毎月 1 日から末日までの分を当月 25 日に支給する。

ただし、支給日が休日または土曜日であるときは、その日にもっとも近い休日または土曜日でない日に繰り上げて支給する。

2 期末手当は、毎年 12 月及び 3 月に支給する。

(日割計算)

第 6 条 次の各号の場合は、勤務 1 日当りの本俸額を日割計算によって支給する。

(1) 新たに本俸を受けることになり、又はこれに変更があった場合

(2) 役員が退職し、又は死亡した場合

2 前項に規定する勤務 1 日当りの給与額は、本俸を当該月における日曜日・土曜日以外の日数で除して得た額とする。

(端数の処理)

第 7 条 第 6 条の規程による報酬の計算において、当該月に 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げるものとする。

役員退職慰労金支給規程

(1) 常勤役員が退職又は在職中死亡したときは、会長が退職慰労金（又は弔慰金）支給の可否を決定する。

支給を決定した場合は会長は別表に記載する基準に従い試算し、支給額を決定する

(2) 会長は受給者が特段の功績があり、その他必要と認めたときは前項の試算金額に20%の範囲内で増額を副会長に諮ったうえで支給することができる。

(別表)

退職給与支給率表

勤続年数	支給率
1年から5年までに対し	1年につき本給の1月分
5年を超え10年までに対し	1年につき本給の1.75月分
10年を超え20年までに対し	1年につき本給の2.75月分
20年を超える分に対し	1年につき本給の1.75月分

沿 革

役員報酬規程

役員退職慰労金支給規程

制 定 平成3年12月16日 第12回理事会及び文書委員会